

令和 6 年 4 月 19 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 金 澤 健 司
〈公印省略〉

令和 6 年度「メディカル旅行商品の販売」
委託業務に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することと
いたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「メディカル旅行商品の販売」委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10.(1) に示す内容をメールでお知らせください。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限 : 令和 6 年 4 月 26 日(金) 17 時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書(※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください)

4. 今後のスケジュール

- (1) 参加表明〆切 令和 6 年 4 月 26 日(金) 17 時
- (2) 企画書提出〆切 令和 6 年 5 月 17 日(金) 17 時
- (3) 企画審査会 令和 6 年 5 月下旬以降
- (4) 契約書の締結 令和 6 年 6 月上旬予定

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階
事業企画本部観光戦略部
担当 : 中田
電話 : 070-8914-5463 011-231-0941
Fax : 011-232-5064
E-mail : s_nakata@visithkd.or.jp

令和6年度「メディカル旅行商品の販売」企画提案指示書

1. 委託業務名

「メディカル旅行商品の販売」委託業務

2. 事業目的

- (1) 成長市場である中国で年収 700 万円以上・40～50 代をターゲットとして誘客促進を図り、コロナ後の新規市場拡大に繋げる
- (2) 客層は北海道に来たことのない新規顧客をターゲットにすることで、将来的なリピーター客の確保に繋げる

3. 委託期間

契約締結日から令和7年2月25日（火）まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約
※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額 10%を含む。）

5,290,000円

6. 業務内容及び実施方法

事業計画内容を十分に踏まえた上で、下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。なお、事業効果を高めるものとして独自提案を行うことも可能だが、下記に示す取組の内容から逸脱するものは補助対象外となる。

《事業対象地域》 後志を中心に、隣接する石狩、胆振、空知地区

《メインターゲット》 中国

《属性》 年代：40～50代

《同行者》 配偶者またはターゲットの両親

《所得水準》 700万円以上

(1) 滞在コンテンツ造成事業

【実施計画概要】

医療機関における健診・検診プログラムを組み合わせた滞在・周遊型旅行商品の造成（3泊4日、4泊5日など2パターン以上）をする。

【造成予定コンテンツ】

健診・検診と組み合わせるコンテンツとして、ヨガ、マッサージ、アロマセラピー、ヘッドスパ、ネイル、ベジタリアン食体験、ディキャンプ、スノーシュー、サイクリング、ラフティング、カヤック、ホームビジット等

【地域ならではのポイント（付加価値）】

雄大な北海道の大地で健康と癒し系コンテンツを組合わせた旅行商品を体験してもらう事で、

- ① 病気の予防という意識を高めてもらい、健康的な日常生活を手に入れるきっかけ作りに繋げる。
- ② 旅先でのスパ、ヨガ、瞑想、フィットネス、ヘルシー食、レクリエーション、地域交流などを通して、心と体の健康に気づく旅になる。
- ③ 地域の自然や農業・漁業資源に触れ、新しい発見と自己開発につながる旅にする。
- ④ 個人のリフレッシュや原点回帰により、これからの活力を得る旅になる。
- ⑤ 安心・安全を配慮したうえで自然と共生した旅行商品の「楽しみ・喜び」といった情緒的価値を提供でき、翌年以降、がん検診を含めたリピーターへ繋がる

（2）旅行商品流通環境整備事業

【実施計画概要】

（一社）赤井川村国際リゾート推進協会にて開発する旅行商品と本事業の滞在コンテンツ造成事業で造成した旅行商品に対し

1. 流通窓口であるジャパン・メディカル&ヘルスツーリズムセンター（JMHC）から専門家を招聘し、各地域の観光行政機関およびコンテンツ提供事業者との商談会を開催し、各関連、関係者の情報を共有し販路開拓を促進する。
2. OTA または旅行会社にて、旅行商品の流通・販売実施
全身がん検査と観光のコンテンツを組合わせ、対象国のサイトで旅行商品を販売する事で、旅先の候補として広く認知してもらう。
※このように経済成長が堅調である中国のミドル以上の層をこの地域に誘致し、地域の滞在・周遊旅行を増進する。
3. 旅行会社を招聘しFAM トリップの実施

【流通環境を整備する旅行商品等】

1. 一般社団法人赤井川村国際リゾート推進協会にて開発する旅行商品
小樽築港マリーナのカヌー・カヤック・SUP 体験、近隣のワイナリー見学、ヨガ、スノートレッキング、雪遊び、クロスカントリー等
2. 医療機関における健診・検診プログラムを組み合わせた滞在・周遊型旅行商品
3泊4日の例として、1日目カウンセリングと小樽観光（宿泊）、2日目ドック受診、夕方から近隣市町村へ移動（札幌泊、登別泊など）またはそのまま
小樽滞在、3日目体験を中心とした観光、4日目出発前まで観光または自由時間

（3）目標と成果標

【アウトプット】

1. 旅行会社を招聘しFAM トリップの実施（2名）
2. 商談会の開催回数及び参加人数（事業期間中1回、10名参加）。
3. 医療機関における健診・検診プログラムを含んだ滞在・周遊型旅行商品の造成（3泊4

日、4泊5日など2パターン以上)

4. OTA または旅行会社による旅行商品の WEB 掲載社数 (4 社)。

※いずれも R7 年 2 月事業報告書にて把握

【アウトカム】

送客数 10 人(OTA または旅行会社のサイトにて販売)、延べ宿泊数 40 泊(4 泊×10 名)

売上額 3,000 千円 (単価 300 千円×10 人)

販売期間 2024 年 12 月～2025 年 2 月下旬予定

※R7 年 3 月事業報告書にて把握

令和 7 年度 売上高 3,000 千円 (単価 300 千円×10 人)、2 年累計売上高 6,000 千円

(4) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等について纏めた報告書を作成し別途指示する部数を紙及び電子データにて提出すること

7. 企画提案応募条件等

(1) 単独法人又は複数の法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。

(2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。

(3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。

④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

⑤ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案(プロポーザル)に参加する者でないこと。

(4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

9. 事業者決定までのスケジュール（青文字は注意事項、公示の時は削除する事）

令和6年4月26日（金）17時 参加表明 締切

令和6年5月17日（金）17時 企画提案書 提出期限

令和6年5月下旬以降 企画提案の審査（審査会）

令和6年6月上旬 委託事業者決定・事業説明会・契約

令和7年2月25日（火）全事業終了、事業報告書作成提出、精算。

※企画提案事業説明会は開催せず質疑についてはメールでの受付、回答とする。

10. 企画提案書の提出

(1) 参加表明 令和6年4月26日（金）17時 締切

※特に様式はなく、メール本文で可（E-mail：s_nakata@visithkd.or.jp）とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

①単独法人名又は法人名（コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名）、代表者名 ②所在地 ③電話番号 ④FAX 番号 ⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容を記載。

(2) 提出期限 令和6年5月17日（金）17時

(3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

事業企画本部観光戦略部（担当：中田）

(4) 提出部数 8部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部）

(5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送（※ファクシミリ、メールでの提出は不可）

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM等の記

録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。（電子データで納品する企画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可）

1 1. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4縦判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

① これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

② 業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等は符号(ア・イ・ウ、①②③)にて記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること(後日符号を指示)。

③ 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④ 見積書

本企画提案指示書6. 事業内容及び実施方法に記載している(1)～(3)の事業で明示している項目に沿って①～②等実施項目毎の見積額及び当該事業合計額での見積書を作成する事。

※宿泊費・交通費・謝金等の明細は不要。人件費は必要。

※採択された事業者は契約時、別途見積内訳書を提出する事。

⑤ コンソーシアムの場合は別途指示をする協定書を提出すること。

1 2. 企画提案に関する審査

- (1) 企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング(電話又はメール)を実施する。
- (2) 日時及び場所については、別途通知する。
- (3) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- (4) 審査会時の追加資料の配付については認めない。
- (5) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする場合がある。
- (6) 事業の選定にあたっては、観光に知見を有する有識者等複数の委員による審査会において、選定する。

1 3. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (11) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (12) 本事業は観光庁が令和6年度に実施する「令和6年度 地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業」を活用する。このため、受託事業者は本指示書及び、観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に沿った業務遂行とすること。尚、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

1 4. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構

事業企画本部観光戦略部

担当 : 中田

電話 : 070-8914-5463

011-231-0941

FAX : 011-232-5064

E-mail : s_nakata@visithkd.or.jp